

「緊急対策」（飲酒運転事故防止情報（警報））

1 依頼事項

山梨県内において、7月末までに発生した飲酒運転による人身事故件数は、25件であるため、人口10万人あたりの発生件数が3.12件で全国平均（1.02件）の3倍と、「全国ワースト1位」となった。

また、飲酒運転の摘発件数も過去5年間で最多であった昨年よりも増加しており、非常に憂慮すべき状況であり、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」の「その他、山梨県交通対策推進本部長が必要と認めた場合」の基準に則り、「緊急対策」（飲酒運転事故防止情報（警報））を発出し、山梨県内全域において飲酒運転根絶対策に取り組む必要があると認めた。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、様々な情報提供や講習会の開催等、飲酒運転根絶のため、意識の普及、啓発等の飲酒運転事故防止対策を徹底し、平穏な日常が一変する悲惨な交通事故が県内で増加している非常に危機的な状況にあることを県民の皆様にお伝えすることにより、交通安全の気運醸成に一層努めていただきますようお願いいたします。

2 県内の交通事故発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生状況（対前年比）【7月末日時点】

○発生件数 25件（前年比+12件）

○過去の飲酒運転による人身事故及び摘発の推移（令和5年は7月末）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飲酒事故	49件	38件	34件	23件	25件
飲酒摘発	258件	213件	234件	292件	178件

3 広報・啓発時における留意点

- （1） 主催機関・団体が連携した「山梨飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
- （2） 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底
- （3） 飲酒運転に対する運転免許停止処分、運転免許取消処分及びそれに伴う欠格期間等、行政処分についての周知徹底
- （4） 飲酒に起因する運転免許取消処分者に対する飲酒行動の改善指導の実施
- （5） 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- （6） 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- （7） ハンドルキーパー運動の徹底